

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金
補助事業等の目標	長野県産ペレットを活用する設備の設置に要する費用を支援することにより、地球環境の保全及び地域の間伐を促進する。
補助事業等の対象者	市内に居住し、若しくは居住しようとする個人(市外から市内の新築住宅、中古住宅又は別荘に居住する予定がある者をいう。)又は事業所を有する個人若しくは事業者であって、地方公共団体及び公共的団体を除くもの
補助対象経費	ペレットストーブ又はペレットボイラー(以下「ストーブ等」という。)の設置に係る経費のうち、本体購入経費(消費税及び地方消費税を除く。)
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	本体購入経費の2分の1以内。 ただし、1台につき10万円を上限とする。
	【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業の対象者からの実績報告書をもとに、担当部署が補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成25年12月1日
補助事業等の終了時期	県補助事業が終了するまで
	【終了時期が3年を超える場合の理由】
情報の公表の方法等	補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	<p>【定義】</p> <p>1 この取扱基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ペレット 間伐材や製材端材等の木材を粉碎したオガ粉を円筒形に固めた木質燃料をいう。</p> <p>(2) 長野県産ペレット ペレットのうち、県内のペレット製造施設で製造されたものをいう。</p> <p>(3) ペレットストーブ ペレットを燃料に使用するストーブで、ペレットの自動供給機能を有するものをいう。</p>

	<p>(4) ペレットボイラー ペレットを燃料に使用するボイラーで、ペレットの自動供給機能を有するものをいう。</p> <p>【交付要件】</p> <p>2 補助金の交付要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) ストープ等は、県内に事業所又は代理店を有する者から購入すること。</p> <p>(2) ペレットは、長野県産ペレットを使用すること。</p> <p>(3) ストープ等の設置の翌年度にはストープ等の利用動向を、設置翌年度から3年間は毎年度の長野県産ペレットの使用状況を、設置翌年度から4年目及び5年目にはストープ等設置状況を報告すること。</p> <p>(4) 補助金の交付を受けた翌年度から5年間はストープ等を譲渡・交換・貸付・廃棄しないこと。</p> <p>【事前手続】</p> <p>3 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期間に、その旨をあらかじめ申し出なければならない。</p> <p>4 市長は、3の規定により申出をした者の数が、市長があらかじめ定めるその年度の補助事業の対象者の数を超える場合は、抽選によりこれを決定し、当該申出をした者に通知するものとする。</p>
提出書類	<p>【交付申請】</p> <p>1 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市木質バイオマス循環利用普及促進事業計画書（様式第2号-2）</p> <p>(2) 購入・設置費用の内訳が明記された見積書の写し</p> <p>(3) 設置前箇所の写真</p> <p>【変更・中止申請】</p> <p>2 補助金の交付決定を受けた者は、当該決定を受けた事業を変更し、又は中止しようとするときは、補助事業等変更等申請書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>【実績報告】</p> <p>3 補助金の交付決定を受けた者は、ストープ等の設置が完了したときは、次に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 補助事業等実績報告書（様式第5号-1）</p> <p>(2) 領収書又は振込確認書の写し</p> <p>(3) 設置後の写真（使用状況が分かるもの）</p> <p>【設置後の報告】</p> <p>4 補助金の交付を受けた者は、ストープ等を設置した翌年度から、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ペレットストーブ等の利用動向調査票（設置翌年度に1回）</p> <p>(2) ペレット使用状況報告書（設置翌年度から3年間、長野県産ペレットを使用したことが分かる伝票、領収書又は納品書の写しを添付すること。）</p> <p>(3) ペレットストーブ等設置状況報告書（設置翌年度から4年目及び5年目）</p>

	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担当部署	農林課 耕地林務係

平成26年 1月10日 制定

平成30年7月27日 一部改正（平成30年 7月30日 施行）

令和元年5月20日 一部改正（令和元年 5月20日 施行）

令和 4年5月10日 一部改正（令和 4年 5月10日 施行）